明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

題名中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

第一項中「放送局」を「特定地上基幹放送局」に改める。

第二項中「第二条の二第二項第二号」を「第九十一条第二項第二号」に、「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に改める。

第三項中「十分の一」を「特定地上基幹放送局の免許人の総議決権の十分の一」に改める。

○総務省告示第二百六十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号の41の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局（インマルサット船舶地球局、インマルサット携帯移動地球局及び航空機地球局（一、六二六・二MHzを超え一、六六〇・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を除く。）の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第二項第一号中「放送衛星局」を「衛星基幹放送局」に、「放送試験局及び基幹放送」を「衛星基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百六十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項、第三十七条の四第二項及び別表第一号注二十一ただし書きの規定に基づき、平成十九年総務省告示第二百七十九号（極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第一項及び第二項中「放送局」を「基幹放送局」に改める。

○総務省告示第二百六十五号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から適用する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

表中「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に定める放送事業者、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に定める有線テレビジョン放送事業者であって自主放送を行う者、電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に定める電気通信役務利用放送事業者（有線役務利用放送を行う者にあっては自主放送を行う者に限る。）」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者、同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者及び同条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者にあっては、ラジオ放送の多重放送を受信し、これを再放送することを含む。）のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）」に改める。

○総務省告示第二百六十六号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百七十三号（二〇七・五MHz以上二一二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第一項中「受託国内放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号の三に規定する受託国内放送をいう。以下同じ。）」を「放送局設備供給役務（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務をいう。以下同じ。）の提供」に改める。

別表第一の第三項各号列記以外の部分中「受託放送役務（放送法第五十二条の十第一項に規定する受託放送役務をいう。以下同じ。）」を「放送局設備供給役務」に改め、同項第一号㈠から㈢まで中「受託放送役務」を「放送局設備供給役務」に改め、同号㈣中「受託放送事業者（放送法第二条第三号の五に規定する受託放送事業者をいう。）及び委託放送事業者（放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者をいう。）及び認定基幹放送事業者（同条第二十一号に規定する認定基幹放送事業者」に改め、同号㈤中「委託放送事業者」を「認定基幹放送事業者」に改め、同項第二号中「委託放送業務（放送法第二条第三号の五に規定する委託放送業務をいう。以下同じ。）」を「認定基幹放送事業者が行う基幹放送（放送法第二条第二号に規定する基幹放送をいう。以下同じ。）の業務」に改める。

別表第一の第四項第一号㈣中「有線テレビジョン放送（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送をいう。以下同じ。）」を「有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送」に、「有線テレビジョン放送の」を「有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の」に改める。

別表第二の第一項第三号中「受託放送役務」を「放送局設備供給役務」に、「委託放送業務」を「認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務」に改め、同項第四号㈠及び第四項中「受託国内放送」を「放送局設備供給役務の提供」に改める。

別表第三の第一項第三号中「受託放送役務」を「放送局設備供給役務」に、「委託放送業務」を「認定基幹放送事業者が行う基幹放送の業務」に改め、同項第四号㈠及び第四項中「受託国内放送」を「放送局設備供給役務の提供」に改める。

○総務省告示第二百六十七号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、平成二十二年総務省告示第三百四十七号（特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

表中「移動受信用地上放送」を「移動受信用地上基幹放送」に改める。

○総務省告示第二百六十八号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、同法第二十四条の八第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

なお、平成十九年総務省告示第五十七号（登録点検事業者検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

第　　号

登録検査等事業者検査職員証明書

この証明書を携帯する者は、電波法第24条の8第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。

所　属

氏　名

交　付　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

総　務　省　　印

備考　大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

○総務省告示第二百六十九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十三条第一項及び第五項（第百条第五項の規定において準用する場合を含む。）並びに第八十二条第二項の規定により検査をする職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成二十三年六月三十日から適用する。

なお、平成十九年総務省告示第六十七号（無線局検査職員が携帯しなければならない証明書を定める件）は、平成二十三年六月二十九日限り廃止する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博